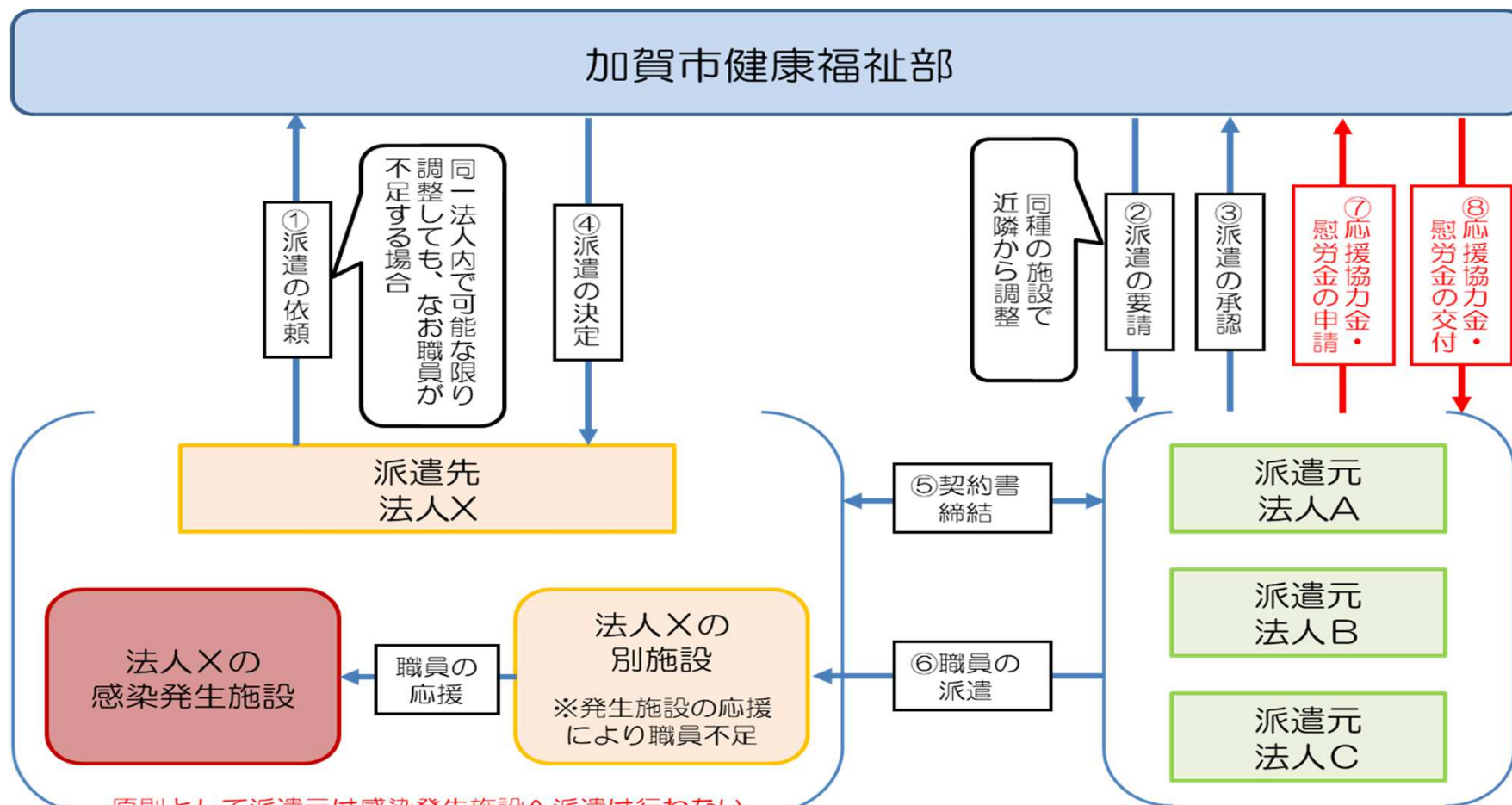


加賀市高齢者・障がい者施設等運営法人緊急時相互応援協定の概要

【目的】新型コロナウイルス感染症の発生時において、加賀市内の高齢者・障がい者施設等（入所・居住施設のほか通所・訪問事業所も含む。）の職員が不足した場合に、当該施設の運営に支障が生じないように、加賀市と運営法人で相互協力し、円滑な支援を実施する。

【対象】加賀市内に高齢者・障がい者施設等がある運営法人

【支援の流れ】下図のとおり（事前に協定書締結と感染発生時の連絡先報告を行う）



原則として派遣元は感染発生施設へ派遣は行わない。
感染発生施設への派遣は派遣元・派遣職員の同意が必須

協定締結法人へのお願い

- 加賀市から派遣要請があった場合に、派遣可能な職員を1名以上確保（相互応援）
- 同一法人内で可能な限り調整しても、なお職員が不足する場合に加賀市への派遣を依頼
- 原則、派遣先と同種の施設等、近隣施設等から順番に派遣を要請することを想定
- 派遣職員が活動するために必要な体制（宿泊待機場所の確保やかかりまし費用の負担等）は、派遣先施設（応援を要請する側）において準備する
⇒ かかりまし費用は派遣先が県へ補助申請

派遣に係る条件

- 派遣が決定した際、派遣元・派遣先の法人間で諸条件を明記した契約書を締結
- 派遣する期間は、活動が最大2週間、活動後の待機が2週間を想定
（待機期間は感染者・濃厚接触者が発生した施設等へ派遣した場合）
- 原則、感染又は濃厚接触者となった入所者への介護は、派遣先の職員又は同一法人職員が行う
ただし、派遣先の多数の職員が感染した場合等、派遣職員が感染者等を介護する場合もある
（派遣元・派遣職員の同意が必須）
- 派遣職員については、加賀市で傷害保険に加入する
（感染者・濃厚接触者が発生した施設等への派遣に限る）
- 派遣先において、派遣職員にかかる旅費・宿泊費・時間外勤務手当・特殊勤務手当等を負担
（支給方法は法人間で調整可）
派遣元において、派遣職員の基本給、職員が欠けたことによる他の職員の時間外勤務手当等を負担
⇒ 派遣職員の基本給を除くかかりまし費用は派遣元が県へ補助申請

応援職員等に係る費用負担ルール

項目	派遣先	派遣元
派遣職員の基本給		○
派遣職員の時間外・ 特殊勤務手当	○	
派遣職員の旅費・宿泊費	○	
派遣職員の傷害保険	感染者・濃厚接触者が発生した施設等への派遣に限り 加賀市が加入（施設等で加入することも可） 損害賠償保険は派遣先・派遣元が元々加入している保険で対応	
派遣職員の復帰前PCR検査費用		○
職員を派遣したことによる 穴埋めの人件費		○
防護具等の衛生資材	○	

応援協力金・慰労金について

応援協力金

- 加賀市からの派遣要請に基づき、職員を派遣した法人に対して1回の派遣につき5万円を支給
- 加賀市内の施設等での応援協力であれば、いしかわ福祉施設相互応援ネットワーク協議会からの派遣要請に基づき、職員を派遣した法人も支給の対象

応援慰労金

- 加賀市からの派遣要請に基づき、派遣された職員に対して1日あたり5千円を支給
- 加賀市内の施設等での応援協力であれば、いしかわ福祉施設相互応援ネットワーク協議会からの派遣要請に基づき、派遣された職員も支給の対象